

処 分 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第75条の2第2項
処 分 の 概 要 : 車両の使用制限命令
原権者 (委任先) : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添「処分量定の基準」に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話 097-536-2131)
備 考 :

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月